

令和7年度 第1回 流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会 議事録

1 日時

令和7年5月30日 金曜日
14時00分から15時30分まで

2 場所

流山市役所 第2庁舎 301・302会議室

3 出席者

(1) 委員

濱田 竜也 会長、香山 雄斗 副会長、藤田 知久 委員、鈴木 美智子 委員、雨澤 慎悟 委員、高村 友紀 委員、楠見 洋子 委員、新井 祐介 委員、櫻井 壽一 委員、平 航人 委員、国府 雅子 委員、池上 諄一 委員、紺野 好美 委員、岩井 謙詞 委員、横山 章子 委員

(全16名中15名出席)

(2) 事務局(市)

伊原健康福祉部長

宮澤健康福祉部次長兼介護支援課長

高齢者支援課 時田課長、武林課長補佐、杉岡高齢者介護予防係長、有井主査、小山保健師

介護支援課 竹之内課長補佐、木村介護地域支援係長、金子主査、西澤主任主事

(3) 地域包括支援センター

北部地域包括支援センター 石川 渉センター長

北部西地域包括支援センター 高橋 和美センター長

中部地域包括支援センター 土谷 しのぶセンター長

東部地域包括支援センター 崎尾 直子センター長

4 議題等

(1) 【協議事項】 令和7年度第三者評価について

(濱田会長)

評価委員の選出について、濱田会長、前回評価委員にご協力いただいた流山市民生委員児童委員協議会より横山委員、被保険者代表より紺野委員、流山市介護支援専門員連絡会より楠見委員、流山市シルバーサービス事業者連絡会より鈴木委員で実施予定。

(事務局より説明) 資料8のとおり。

(委員) 異議なし

【協議事項】 令和7年度協議会年間計画(案)

(事務局より説明) 資料3のとおり。

(委員) 異議なし

(3) 【報告事項】 地域包括支援センターの職員の変更について

(事務局より説明) 資料4のとおり。

(委員) 意見なし

(4) 【協議事項】 南部地域包括支援センターにおける常勤換算方法の適用について

(事務局より説明) 資料5のとおり。

- ・事前意見(岩井委員)「職員の欠員はやむを得ないことであり、その欠員を補うために募集を行っても当業界への応募がないという近年の実情を考えた場合、募集範囲を拡げて非常勤職員を対象として人員確保できた際に『常勤換算方法』により、員数を換算できることは人手不足の昨今には当然承認する必要はあると考えます。」

(委員) 異議なし

(5) 【協議事項】 令和6年度流山市地域包括支援センター事業実績・令和7年度事業計画について

(各地域包括支援センター長より説明) 資料6のとおり。

意見（濱田会長）各センター長から話が出ましたように、ケアマネ不足の影響もあり介護予防プランの作成を受けてもらえない状況となっている。地域共生社会に向けて様々な取り組みの中間報告が出ている中で、ケアマネ不足の原因として本来は家族が担ってきた役割を家族が担えなくなっており、やむを得ずケアマネが担っているという状況が考えられる。生活困窮者自立支援制度や日常生活自立支援事業の役割を広げて、意思決定支援を拡大していくことが望まれる。意思決定支援が拡大することで、今までシャドーワークと言われた業務が減っていくと思われるが、それが出来るようになるのは先の話になると思われる。そのため、意思決定支援について行政で取り組んでいく必要があるのではないか。「母になるなら」「父になるなら」というキャッチフレーズがあるので、住み慣れた地域で住み続けられる流山を目指していただきたい。

意見（雨澤委員）1つ目が、松戸市の要介護を受けていた方が要支援になる時に訪問介護事業所より受けられないと言われたことが多発したことがあった。要支援の訪問介護をやらないという事業所が増えている状況があると思うが、実際どうなのかについて確認したい。

2つ目は、ケアマネが不足している中でケアマネを探す手間を減らせたら良いと思う。コロナが流行していた時にカナミックを利用して訪問看護事業所を探していた。緊急でケアマネが必要で早急に訪問サービス等を利用する必要がある時に、呼びかけたら手挙げしてもらえるような仕組みが必要なのではないか。

（北部地域包括支援センター長より回答）北部地域では、訪問介護が見つからず調整が大変であった時期もあったが、要介護では受け入れるが要支援では受け入れてくれない訪問介護事業所はあまり聞いたことがない印象。

（中部地域包括支援センター長より回答）1つ目の要支援は受けられない訪問介護事業所が増えている件について、そのような事業所が多いことについては以前から変わらない状況である。そのため、柏市に出来た事業所等を利用して対応している。

2つ目のケアマネージャーを探す手間について、雨澤委員のおっしゃる通り、ケアマネを探せるツールがあると良いと思う。現状と

しては、地域包括支援センターで介護保険の申請をする場合について利用者が要介護状態であると思われる場合についても緊急性がある場合については自分たちで暫定プランを要支援2で作成し、ケアマネを探しながら支援につないでいく方法をする人が多い。業務負担にはなるが、目の前にある緊急性が高いケースについてケアマネを探す手間・時間を考えると要支援でプランを作成する方が良いと考えて行っている。

（東部地域包括支援センター長より回答）訪問介護事業所において、要支援のプランを受けてもらえないことは実際起きている。要介護から要支援になった際に断られてしまったというケアマネからの相談や要支援であるが訪問介護が必要な状態であり利用したいが色んな事業所から断られてしまったため一緒に探してほしいという相談がある。

東部地域は、地理的に流山市内の事業所に対応してもらえない地域が多い。介護支援課で作成している市内の総合事業の一覧の資料を基に情報提供している。

（南部地域包括支援センターより回答）南部地域でも要支援は受けないという訪問介護事業所が一定数あるが訪問介護事業所については何とか探すことが出来ている状況。ケアマネについては、利用者が要介護状態であると分かっているにもかかわらずケアマネが見つからないために暫定で要支援のプランを立てることで業務負担がある。また、ケアマネ交代については、利用者側に何らかのトラブルを抱えて、ケアマネ交代になる場合も多いため、ケアマネ側も受ける際に警戒心があり交代出来るケアマネが見つからないことがある。家族と一緒に探して、20件ほど断られることもあった。

- (6)【協議事項】指定地域密着型サービス事業所の指定更新」について
（事務局より説明）資料7のとおり。
（委員）異議なし

4 その他

次回の運営協議会は、令和7年11月18日（火）午後2時から
ケアセンター第1研修室・第2研修室